

青森県事業活動応援資金特別保証融資制度取扱要領

この要領は、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

1 融資対象の定義

- (1) 要綱2の「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。
（再チャレンジ枠）
- (2) 要綱2(4)の「廃業歴等のあるもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
ア 過去に自らが営んでいた事業を経営の悪化により廃止した経験を有するもの
イ 過去に経営の悪化により解散した会社の解散日において業務を執行する役員であったもの
- (3) 要綱2(4)の「廃業歴等のあるもので、起業に再チャレンジするもの」は、信用保証協会が求償権を有するものについては対象としない。（求償権消滅保証に該当するものを除く）

2 経営力向上割引

（融資条件）

- (1) 要綱3(3)における「割引適用要件」とは、融資を受けた者が、試算表及び資金繰り表（以下「試算表等」という。）を四半期毎に、各四半期の翌月末までに取扱金融機関に対して提出することをいう。
（但し、取扱金融機関の求めに応じて速やかに提出する場合を含むこととする。）

（割引適用除外）

- (2) 要綱3(3)の「割引適用要件を欠くに至った場合」とは、(1)による試算表等の提出を怠った場合（取扱金融機関が看過できない程度に提出が遅延した場合を含む。）及び提出した試算表等の内容に疑義があり、金融機関の指導に従わない場合をいう。
- (3) (2)の場合には、金融機関の判断により、要綱3(3)により、割引適用を除外するものとする。

3 本制度（要綱2(2)スピーディ枠）の取扱停止もしくは制限

- (1) 要綱2(2)スピーディ枠にかかる事故率が高率となった場合は、当該金融機関のスピーディ枠の取扱を停止もしくは制限することができる。
- (2) 停止もしくは制限できる事故率の基準は原則として代位弁済率1.5%を基準とする。
- (3) 代位弁済率の算出方法は代位弁済金額を本制度にかかる保証債務平均残高で除したものとする。
- (4) 取扱の停止もしくは制限に至った場合、停止もしくは制限の期間中の改善状況を考慮のうえ、取扱を再開できることとする。